

建築基準法関係手数料

手数料の種類	区分	金額
建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要するエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機(以下この表において「確認等を要する昇降機」という。)に係る部分が含まれない場合)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円
備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合( (2) に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合( (4)		

	<p>に掲げる場合を除く。) 当該移転, 修繕, 模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し, その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし, 又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>	
建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)		1件につき 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に, 当該昇降機について建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ, それぞれ金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき 9,000円
	小荷物専用昇降機(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	1基につき 4,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 5,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の小荷物専用昇降機	1基につき 3,000円
工作物に関する確認申請手	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物	1基につき 8,000円

数料又は計画 通知手数料	を築造する場合を除く。)	
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 基につき 4, 0 0 0 円
建築物(特定工 程に係る建築 物を除く。)に 関する完了検 査申請手数料 又は工事完了 通知手数料(確 認の申請又は 計画の通知に 係る計画に確 認等を要する 昇降機に係る 部分が含まれ ない場合)	床面積の合計が 3 0 平方メートル以 内のもの	1 件につき 1 0, 0 0 0 円
	床面積の合計が 3 0 平方メートルを 超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	1 件につき 1 2, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1 0 0 平方メートル を超え 2 0 0 平方メートル以内のも の	1 件につき 1 6, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル を超え 5 0 0 平方メートル以内のも の	1 件につき 2 2, 0 0 0 円
	床面積の合計が 5 0 0 平方メートル を超え 1, 0 0 0 平方メートル以内 のもの	1 件につき 3 6, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メー トルを超え 2, 0 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 5 0, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メー トルを超え 1 0, 0 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メ ートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メー トル以内のもの	1 件につき 1 9 0, 0 0 0 円
	床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メ ートルを超えるもの	1 件につき 3 8 0, 0 0 0 円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは 大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替 に係る部分の床面積の 2 分の 1	
建築物(特定工 程に係る建築		1 件につき 建築物 (特定工程に係る建築

<p>物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>		<p>物を除く。)に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に、当該昇降機について建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額の合計額を加算した額</p>
<p>特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 9,000円</p>
	<p>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p>
	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 15,000円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 21,000円</p>
	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 47,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 110,000円</p>
	<p>床面積の合計が10,000平方メ</p>	<p>1件につき</p>

	一トルを超え50,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 370,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1	
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれる場合)		1件につき 特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料(確認の申請又は計画の通知に係る計画に確認等を要する昇降機に係る部分が含まれない場合)の額に、当該昇降機について建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築設備に関する完了検査申請手数料又は工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 13,000円
	小荷物専用昇降機	1基につき 8,000円
工作物に関する完了検査申請手数料又は		1基につき 9,000円

工事完了通知 手数料		
建築物に関する中間検査申請手数料又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計（以下この項において「床面積の合計」という。）が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 11,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 330,000円
仮使用認定申請手数料		1件につき 120,000円
道路の位置の指定,変更及び廃止に係る申請手数料		1件につき 50,000円
建築物の敷地と道路との関		1件につき 27,000円

係の特例認定申請手数料		
建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料		1件につき 33,000円
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき 33,000円
道路内における建築認定申請手数料		1件につき 27,000円
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき 160,000円
壁面線外における建築許可申請手数料		1件につき 160,000円
用途地域等における建築等許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 120,000円
	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 140,000円
	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	1件につき 180,000円
卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
建築物の建蔽		1件につき

率の特例許可 申請手数料		33,000円
建築物の敷地 面積の特例許 可申請手数料		1件につき 160,000円
第一種低層住 居専用地域等 内における建 築物の高さの 特例認定申請 手数料		1件につき 27,000円
第一種低層住 居専用地域等 内における建 築物の高さの 特例許可申請 手数料		1件につき 160,000円
日影による建 築物の高さの 特例許可申請 手数料		1件につき 160,000円
高架の工作物 内に設ける建 築物の高さの 特例認定申請 手数料		1件につき 27,000円
高度利用地区 内における建 築物の容積率, 建蔽率, 建築面 積又は壁面の 位置の特例許 可申請手数料		1件につき 160,000円
高度利用地区 内における建 築物の各部分		1件につき 160,000円



の高さの許可申請手数料		
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
開発整備促進区内における建築物の用途の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料		1件につき 27,000円
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
仮設建築物建築許可申請手数料	建築審査会の同意の取得を要しない場合	1件につき 120,000円
	建築審査会の同意の取得を要する場合	1件につき 160,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき

設計による建築物の特例認定申請手数料		78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
総合的設計による広い空を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が2である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が3以上である場合	1件につき 210,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空を有する一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	1件につき 210,000円
	建築物の数が2以上である場合	1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

<p>一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料</p>	<p>建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合</p>	<p>1件につき 210,000円</p>
	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>1件につき 210,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請手数料</p>		<p>1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率, 建蔽率, 外壁の後退距離又は高さの特例認定申請手数料</p>		<p>1件につき 27,000円</p>
<p>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料又は当該認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料</p>		<p>1件につき 120,000円</p>
<p>既存の一の建築物について</p>		<p>1件につき 120,000円</p>

<p>二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料又は当該認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料</p>		
<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>		<p>1件につき 120,000円</p>
<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料</p>		<p>1件につき 160,000円</p>
<p>既存不適格建築物の移転の特例認定申請手数料</p>		<p>1件につき 27,000円</p>